

労働安全衛生法による免許証の滅失について

私は次の免許証を下記により滅失しましたので報告します。(該当に)

	特級ボイラー技士		クレーン運転士		発破技士
	一級ボイラー技士		揚貨装置運転士		第一種衛生管理者
	二級ボイラー技士		デリック運転士		衛生工学衛生管理者
	特別ボイラー溶接士		移動式クレーン運転士		第二種衛生管理者
	普通ボイラー溶接士		ガス溶接作業主任者		高圧室内作業主任者
	ボイラー整備士		林業架線作業主任者		潜水士
	特定第一種圧力容器取扱作業主任者		導火線発破技士		エックス線作業主任者
	クレーン・デリック運転士		電気発破技士		ガンマ線透過写真撮影作業主任者

記

1 滅失日時

平成 年 月 日

2 滅失場所(作業場所等,具体的に記入してください。)

3 滅失事由(滅失時の免許の保管状況並びに盗難,紛失等が判明した時の状況等を具体的に記入してください)

平成 年 月 日

山梨労働局長 殿

住 所
氏 名